

業務委託の質問に関する質問回答書

建建指第 18 号
令和 7 年 4 月 4 日

横浜市建築局建築指導部
建築指導課建築安全担当課長

令和 7 年度管理不足空家等・老朽建築物の現地調査業務
件名 (建築指導課対応案件) 委託

上記委託に関し、以下のとおり質問がありましたので、回答します。

質 問	回 答
仕様書「7 スケジュール」において、前期調査期間と後期調査期間の記載がございますが、調査案件毎に予め調査時期（前期又は後期）の指定がされているという認識で差し支えないでしょうか。	調査時期については、指定します。各現地調査期間の開始前に行う打合せ協議時に、建築指導課から提供する調査案件リストが対象案件になります。
内訳書「(2) 現地調査・調査票作成」において、概算数量 320 件と記載がございますが、18 区毎の案件数の分布をご教示いただけますでしょうか。	18 区毎の概算件数は以下になります。 ● 0 件～20 件 港南区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区 ● 21 件～40 件 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、港北区、 ● 41 件～60 件 南区
調査票 1～3 について、判定基準の項目が調査票間で重複している箇所（例「建築物全体・・・概ね 1/20 超の傾斜が生じているもの」、「基礎又は土台・・・基礎又は土台の概ね 1/4 以上が腐朽、破損又は変形が生じているもの」等）が見受けられますが、1 案件についてすべての調査票への記入が必要でしょうか。	調査票 1～3 全てに記入が必要になります。調査票 1 では全体的な老朽化の判定、調査票 2 では案件ごとのランク判定、調査票 3 では局所的な老朽化の判定として使用するため、全ての調査票に記入をお願いします。

【お問合せ】

横浜市建築局建築指導部建築指導課
建築安全担当：内山、高木
TEL 045-671-4539 FAX 045-681-2434
E-mail : kc-anzen@city.yokohama.lg.jp